

## 設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類  
(令和8年3月27日受付分)

特定非営利活動法人 EduK

## 縦覧期間

令和8年3月27日(金)から  
令和8年4月10日(金)まで



# 特定非営利活動法人 EduK 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 EduK という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県西宮市に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を兵庫県宝塚市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地域における子ども食堂の運営及びシェアキッチンの活用を通じて、子どもの健全育成、地域福祉、まちづくりに寄与することを目的とする。

不用になった衣料や日用品のリユース・リサイクルに対する理解を深める啓発活動に取り組み、地域社会と協力し、循環型社会を目指す事業を展開し、飲食業の起業を目指す若者世代や資金面での不安を抱える有志への支援を行うとともに、子育て世代など子どもの保護者に対して子どものためのより良い学びの環境づくりについての啓発活動を行うことで、不特定かつ多数、特に子どもたちへの利益の増進に寄与しようとするものである。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

### (事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 子ども食堂の運営を主とした地域福祉特に子どもたちの健全育成を進める事業
- (2) 子どもの学習支援及び居場所づくり事業
- (3) 教育相談やオンラインサロンの運営を主とした子育て世代にとっての学びと交流の場を創出する事業
- (4) 子どものためにより良い教育環境を作るための小学校受験対策講座の運営事業
- (5) ゴミの減量化とリユース・リサイクルの普及啓発事業

- (6) 中古の衣料や日用品の回収・再資源化に向けた事業
- (7) 若い世代や資金面で困難を抱える方の飲食店事業立ち上げを支援するためのシェアキッチン(レンタルキッチン)事業
- (8) 地域連携・交流イベント等参加事業

### 第3章 会員

#### (会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(**拠出金品の不返還**)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

**第4章 役員及び職員**

(**種別及び定数**)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
  - (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(**選任等**)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(**職務**)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(**任期等**)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結する

までその任期を伸長する。

- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

## 第5章 総会

#### (種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

#### (構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算

- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

#### (開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

#### (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

#### (定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

#### (表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権

を行使することができない。

#### (議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数
  - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつてはその数を付記すること。）
  - (4) 議長の選任に関する事項
  - (5) 審議事項
  - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

#### (構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があつたとき。

(3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

#### (議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計等

### (資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

### (予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

### (事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

### (定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

### (解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会で議決した法人に譲渡するものとする。

### (合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告

### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。  
ただし、貸借対照表の公告については、当法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	前川	和裕
副理事長	川口	陽生
理 事	大野	裕史
同	歳森	志保
同	谷村	俊之
監 事	小代	薫
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から最初の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年12月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	10,000円	30,000円
② 年会費	5,000円	20,000円
(2) 賛助会員		
① 入会金	3,000円	10,000円
② 年会費	3,000円	10,000円

役員名簿

特定非営利活動法人 EduK

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の 有無
理事長	まえかわ かずひろ	[REDACTED]	有
	前川 和裕		
副理事長	かわぐち ようせい	[REDACTED]	無
	川口 陽生		
理事	おおの ひろし	[REDACTED]	無
	大野 裕史		
理事	としまり しほ	[REDACTED]	無
	歳森 志保		
理事	たにむらとしゆき	[REDACTED]	無
	谷村 俊之		
監事	こしろ かおる	[REDACTED]	無
	小代 薫		



## 設立趣旨書

### 1 趣 旨

今、こどもたちを取り巻く環境には大きな格差が生じています。それぞれの家庭の事情や経済的背景から生じた学びや食の体験格差がこどもの健全な成長を阻害する方向で少なからぬ影響を与えていると懸念されています。こうした懸念を払拭し、すべてのこどもたちが健やかに成長できる環境を整えるうえで、私たちは、地域に根差した「こども食堂」や現在設立代表者が実施している「寺子屋活動」がこどもたちに安心して集える居場所を定期的かつ継続的に提供するものと考えています。

一方で、当該活動地域には、中古衣料や不要になった什器・家電などの再生・再利用可能な物品の処分に悩む方々、飲食業の起業を目指す若者世代や資金面での不安を抱える有志、こどもの学習・進学に助言を必要とする子育て世代が多数存在します。こうした課題、つまりユース・リサイクルの展開とその普及啓発活動、「シェアキッチン」による地域福祉やまちづくりに関心を持つ方々の交流拠点の開設と起業有志への自立支援、設立代表者の教育現場での経験を活用した子育て世代の保護者のための学習オンライン・サロンの経営など、解決策の提供は、それぞれが特定非営利活動を行うための収益事業となりえます。

それら収益事業を背景として、特定非営利活動法人の設立に基づく信用力、資金調達力の確保により、未来を担うこどもたちのためにより良い環境を作るための礎を築いていきたいと考えています。

### 2 申請に至るまでの経過

- ・2025年 6月 こども食堂のスタッフと新たな NPO 法人の設立について検討会を開いた。
- ・2025年 7月 会員を募集
- ・2025年11月 会員間で法人化の意思確認
- ・2026年 1月 設立総会開催

2026年 1月 17日

特定非営利活動法人 EduK

設立代表者

氏名 前川 和裕



## 2026 年度事業計画書

特定非営利活動法人 EduK

### 1. 基本方針

地域における子どもたちの健全な成長を支えることを目的に、食の支援と学びの機会、そして、人と人とのつながりを生み出す場を創出することを基本方針とします。

そのために、次項 (1)～(3)の非収益事業を、(4)～(8)の収益事業で支えることを通して、地域に根ざした自立支援と持続可能な運営体制を実現します。

これら事業を軌道に乗せ、地域福祉の向上とまちづくりの推進、そして子どもたちが未来に希望を持てる社会の実現を目指して活動を展開していきます。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

表中、定款第5条の号番号に応じて事業名を省略して記載しています。

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象 者及び予 定人数	収益見込 (千円)
(1) こども 食堂等運 営事業	地域のこどもを対象に、週1回の無料食堂を運営。家庭や経済的事情で十分な食事が取れない子どもに、栄養と温かな交流を提供。	通年 週1回 年間50回	西宮市上 大市1-10- 15 こども 食堂K's- Kitchen	こども延 べ600人  保護者延 べ200人	0
(2) こども の学習支 援・居場 所づくり 事業	学習ボランティアによる無料学習支援、読書など多様な体験活動を実施。	通年 週1回 年間50回	同上	こども延 べ300人	0
(3) 子育て 世代の学 びと交流 創出事業	保護者を対象に教育・子育て・小学校受験に関するオンライン講座を開催。	月1回	オンライ ン	会員延べ 100人	0
(4) 小学校 受験対策 講座運営 事業	保護者向け教育講座・模擬面接・学校説明支援。	年間24回	オンライ ン・対面	10人	3,000
(5) ゴミ減 量化等普 及啓発事 業	衣料・日用品回収とリユース・リサイクル促進キャンペーン。	年6回	西宮市の 協力団体	市民延べ 50人	10

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(6) 中古衣料や日用品回収等再資源化事業	企業と連携し、集まった衣料・日用品を再資源化。回収資金を子ども食堂へ還元。	通年	提携工場	地域住民 延べ50人	348
(7) シェアキッチン(レンタルキッチン)事業	大学生や若年層を対象に、シェアキッチンを活用した実践販売を実施。	月1回	西宮市上大市1-10-15 シェアキッチン Kitchen-EduK	延べ40人	2,832
(8) 地域連携・交流イベント等参加事業	行政・学校・企業との連携イベント、講演会、体験活動等を実施。	年2回	年1回	市民延べ 100人	60
	地域での飲食販売や交流イベントで収益確保。	年1回	カトリック仁川教会		5

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 毎年1月
- ② 理事会 年1回(必要に応じ臨時開催)

#### (2) 事務局体制

事務局長：前川和裕

副理事長：川口陽生

事務局スタッフ：大野裕史、歳森志保

会計・庶務補助：谷村俊之、ボランティア

## 2027 年度事業計画書

特定非営利活動法人 EduK

### 1. 基本方針

地域における子どもたちの健全な成長を支えることを目的に、食の支援と学びの機会、そして、人と人とのつながりを生み出す場を創出することを基本方針とします。

とりわけ当該年度においては、次項 (4)～(6) の事業について、1 か年分の収益を見込み、(1)～(3)の非収益事業をより安定的に支えていくことを目指します。

これら事業の安定的運営を通じて、地域福祉の向上とまちづくりの推進、そして子どもたちが未来に希望を持てる社会の実現を目指して活動を展開していきます。

### 2. 特定非営利活動に係る事業

表中、定款第5条の号番号に応じて事業名を省略して記載しています。

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(1) こども食堂等運営事業	地域のこどもを対象に、週1回の無料食堂を運営。家庭や経済的事情で十分な食事が取れない子どもに、栄養と温かな交流を提供。	通年 週1回 年間50回	西宮市上 大市1-10- 15 こども 食堂K's- Kitchen	こども延 べ600人  保護者延 べ200人	0
(2) こどもの学習支援・居場所づくり事業	学習ボランティアによる無料学習支援、読書など多様な体験活動を実施。	通年 週1回 年間50回	同上	こども延 べ300人	0
(3) 子育て世代の学びと交流創出事業	保護者を対象に教育・子育て・小学校受験に関するオンライン講座を開催。	月1回	オンライ ン	会員延べ 100人	0
(4) 小学校受験対策講座運営事業	保護者向け教育講座・模擬面接・学校説明支援。	年間24回	オンライ ン・対面	20人	5,910
(5) ゴミ減量化等普及啓発事業	衣料・日用品回収とリユース・リサイクル促進キャンペーン。	年6回	西宮市の 協力団体	市民延べ 50人	20

定款の事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期 ・回数	実施場所	受益対象者及び予定人数	収益見込 (千円)
(6) 中古衣料や日用品回等再資源化事業	企業と連携し、集まった衣料・日用品を再資源化。回収資金を子ども食堂へ還元。	通年	提携工場	地域住民 延べ 100人	696
(7) シェアキッチン(レンタルキッチン)事業	大学生や若年層を対象に、シェアキッチンを活用した実践販売を実施。	月1回	西宮市上大市1-10-15 シェアキッチン Kitchen-EduK	延べ40人	2,832
(8) 地域連携・交流イベント等参加事業	行政・学校・企業との連携イベント、講演会、体験活動等を実施。	年2回	年1回	市民延べ 100人	60
	地域での飲食販売や交流イベントで収益確保。	年1回	カトリック仁川教会		5

### 3. 事業実施体制

#### (1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 毎年1月
- ② 理事会 年1回(必要に応じ臨時開催)

#### (2) 事務局体制

事務局長：前川和裕

副理事長：川口陽生

事務局スタッフ：大野裕史、歳森志保

会計・庶務補助：谷村俊之、ボランティア

2026年度活動予算書  
(成立の日から2026年12月31日まで)

(単位：円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	225,000	
賛助会員受取会費	0	
<b>受取会費計</b>		225,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
<b>受取寄付金計</b>		0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	600,000	
受取民間助成金	100,000	
<b>受取助成金計</b>		700,000
4. 事業収益		
(4)小学校受験対策講座運営事業	3,000,000	
(5) ゴミ減量化等普及啓発事業	10,000	
(6) 中古衣料や日用品回等再資源化事業	348,000	
(7)シェアキッチン(レンタルキッチン)事業	2,832,000	
(8) 地域連携・交流イベント等参加事業	65,000	
<b>事業収益計</b>		6,255,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	
<b>その他収益計</b>		0
<b>経常収益計</b>		7,180,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
<b>人件費計</b>		0
(2) その他経費		
講師謝金	204,000	
消耗品費	200,000	
印刷費	80,000	
通信費	600,000	
保険料	350,000	
賃料	720,000	
会議費	0	
委託費	3,677,000	
<b>その他経費計</b>		5,831,000
<b>事業費計</b>		5,831,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与手当	0	
法定福利費	0	
<b>人件費計</b>		0
(2) その他経費		
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	144,000	

科目	金額		
光熱水費	1,200,000		
保険料	0		
会議費	0		
租税公課	0		
その他経費計	1,344,000		
管理費計		1,344,000	
経常費用計			7,175,000
当期正味財産増減額			5,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			5,000

2027年度活動予算書  
(2027年1月1日から2027年12月31日まで)

(単位：円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		
正会員受取会費	300,000	
賛助会員受取会費	0	
受取会費計		300,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
受取寄付金計		0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体助成金	600,000	
受取民間助成金	100,000	
受取助成金計		700,000
4. 事業収益		
(4)小学校受験対策講座運営事業	5,910,000	
(5) ゴミ減量化等普及啓発事業	20,000	
(6) 中古衣料や日用品回等再資源化事業	696,000	
(7)シェアキッチン(レンタルキッチン)事業	2,832,000	
(8) 地域連携・交流イベント等参加事業	65,000	
事業収益計		9,523,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収入	0	
その他収益計		0
経常収益計		10,523,000
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	0	
法定福利費	0	
人件費計		0
(2) その他経費		
講師謝金	408,000	
消耗品費	400,000	
印刷費	80,000	
通信費	600,000	
保険料	350,000	
賃料	720,000	
会議費	0	
委託費	4,000,000	
その他経費計		6,558,000
事業費計		6,558,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
給与手当	2,400,000	
法定福利費	0	
人件費計		2,400,000
(2) その他経費		
消耗品費	0	
印刷費	0	
通信費	0	
旅費交通費	288,000	

科目	金額		
光熱水費	1,200,000		
保険料	72,000		
会議費	0		
租税公課	0		
その他経費計	1,560,000		
管理費計		3,960,000	
経常費用計			10,518,000
当期正味財産増減額			5,000
前期繰越正味財産額			5,000
次期繰越正味財産額			10,000